高齢再雇用は
原則 希望者全員の採用へ

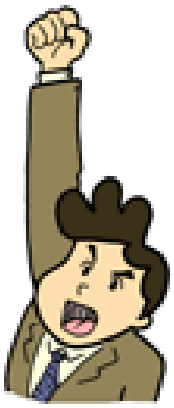

８月１６日、郵政グループ各社は本部に対して、８項目にわたる「労働協約の一部改正について」を提案してきました。そのひとつに「改正高年法に基づく高齢再雇用社員への採用等制度の見直し」があります。

今年４月に高齢者雇用安定法が改正・施行され、再雇用における「選考制限」がなくなりました。郵政では高齢再雇用が年金の支給開始時期の引下げに伴う雇用継続制度にもかかわらず、①面接・試験による評価、②健常者であること、③直近２年間の人事評価結果という３点の選考基準を設けられていました。これにより、毎年全国平均５％前後の希望者が採用されない事態が生まれていました。

関東では活動家の排除を意図した不採用があり、また東京でも本人も全く納得できない不採用があり、現在裁判闘争が闘われています。

今回の提案はこれらを改め、定年退職で再雇用を希望する社員は高齢者再雇用社員として原則、全員採用するというものです。「選考基準」のあった協約は本年１０月１日以降廃止となります。

昨年東京支社管内では対象社員に対して、８月までに周知がされ、１０月下旬に支社で「選考試験」が実施されました。今年からはこれらがなくなり、これから新たな周知がされるはずです。

本部は昨年提出している改正高年法についての要求書に対する回答を迫りつつ、さらなる改善を求めていきます。また、全く一方的な不利益を被った不採用の裁判、労働委員会の闘いの勝利を勝ち取っていきます。